

## 母性保護に係る専門家会合開催要綱

## 1 趣旨

女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務（重量物取扱業務及び有害物の発散する場所における業務）については、妊産婦以外の女性に対しても就業が禁止されている。この規制の内容については、平成 17 年に開催された「母性保護に係る専門家会合」で検討され、同年 12 月の労働政策審議会において、新たな知見を踏まえ引き続き検討すべきと建議されたところである。

今般、平成 17 年の検討から一定の期間が経過しているところ、その後得られた新たな知見を踏まえ、母性保護に係る規制の在り方について、専門的見地（医学、化学物質の有害性評価、労働衛生等）から検討を行う。

## 2 検討事項

- (1) 重量物取扱業務及び有害物の発散する場所における業務の母性に与える影響等
- (2) その他

## 3 運営

- (1) 母性保護に係る専門家会合（以下、「専門家会合」という。）は、雇用均等・児童家庭局長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 専門家会合には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- (3) 専門家会合の座長は、参集者の中から互選により選出し、座長代理は、必要に応じて座長が指名する。
- (4) 専門家会合の庶務は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課で行う。